

議第58号

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を改正する条例

京都市地域水道の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第19条」に、「第19条・第20条」を「第20条・第21条」に、「第21条～第24条」を「第22条～第25条」に、「第25条」を「第26条」に改める。

第10条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、大原簡易水道に係る給水装置工事（本市が施行するものに限る。以下この条において同じ。）の費用は、当該給水装置工事をしようとする者の負担とする。ただし、市長がこれによることが適当でないと認める給水装置工事の費用の負担については、別に定める。
- 3 前項に規定する給水装置工事の費用の額は、設計費、材料費、運搬費、人件費、工事監督費、路面復旧費及び間接経費の合計額とする。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、大原簡易水道に係る基本料金は、1,500円とする。

第12条第3項中「別表第2」の右に「(大原簡易水道にあっては、別表第3)」を加える。

第17条第1項各号列記以外の部分中「者（」の右に「大原簡易水道以外の地域水道において、」を加え、同項第1号中「別表第3」を「別表第4（大

原簡易水道にあっては、別表第5)」に改め、同項第2号中「500,000円」の右に「(大原簡易水道にあっては、増径後の給水管の口径に応じ前号の規定を適用して得た額から、増径前の給水管の口径に応じ同号の規定を適用して得た額を控除した額)」を加える。

第25条を第26条とする。

第6章中第24条を第25条とし、第21条から第23条までを1条ずつ繰り下げる。

第5章中第20条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第4章中第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(分担金)

第18条 法第3条第8項に規定する水道施設（以下「水道施設」という。）

が設置されていない場所又は水道施設が設置されていてもその能力が限界に達している場所への給水の申込みをしたことにより、新たに水道施設の設置又は増強が必要となったときは、当該申込みをした者は、分担金を納入しなければならない。

2 前項の分担金の額の算定方法は、別に定める。ただし、その額は、水道施設の設置又は増強に要する費用及びこれに付随する費用の総額を上限とする。

3 分担金は、水道施設を設置する工事又は増強する工事に着手する日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則ただし書中「第20条、第21条、第23条」を「第21条、第22条、第24条」に改める。

別表第3を別表第4とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第5 (第17条関係)

給水管の口径	加入者負担金
13 ミリメートル	650,000 ^円
20 ミリメートル	1,300,000
25 ミリメートル	1,950,000
40 ミリメートル以上	5,200,000

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第12条関係)

使用水量	単位	従量料金 ^円
20立方メートルまでの部分	1立方メートル	70
20立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分		150
60立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分		170
100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分		200
200立方メートルを超える部分		230

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に大原簡易水道組合に同組合の規約に定める加入金を支払った者については、この条例による改正後の京都市地域水道の管理に関する条例第17条第1項(第1号に掲げる場合に限る。)の規定は、適用しない。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市

長が定める。

提案理由

分担金の徴収及び大原簡易水道の管理に関し必要な事項を定める必要がある
るので提案する。